

の申告の時期になりました

所得税の確定申告

受付期間 2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日は除く)

※2月18日(日)および2月25日(日)に限り、申告書の收受等の受付を実施します。なお、当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おき願います。(現金納付の窓口業務は行いません。)

申告会場 上尾税務署

- ・白色申告者で事業所得(営業や農業等)、不動産所得、山林所得のある人は、必ず収支内訳書を添付してください。
 - ・土地、建物、株式等の譲渡、贈与および消費税等については、直接上尾税務署に申告してください。
- ※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

電子申告をご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力するだけで、自動計算で確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して郵送等により税務署に提出することや、e-Taxでそのまま送信(事前準備が必要)することができますので、ぜひご活用ください。

青色申告書納税相談会

日 2月26日(月)・27日(火)
 受付時間▶ 9時30分～12時、13時30分～15時30分
 場 商工会館
 内 納税相談(確定申告書受理)
 問 伊奈町商工会 ☎722-3751

所得税の申告等・申告書郵送先

上尾税務署 〒362-8504 上尾市大字西門前577
 ☎770-1800 (自動音声案内)

あなたは必要? 住民税・所得税の申告

→ はい → いいえ

スタート

平成29年1月1日から12月31日までに収入がありますか?
 (給与・事業所得・年金・譲渡所得等)

いいえ ※収入が障害者年金、遺族年金のみの方は、「いいえ」に進んでください。

はい

サラリーマンの方は勤務先から伊奈町に給与支払報告書が提出されますか?

いいえ ※サラリーマン以外の方は「いいえ」に進んでください。

はい

会社からもらう給与のほかに、配当、不動産所得、報酬、年金などがありますか?

いいえ

はい

給与以外の所得が20万円を超えますか?

いいえ

はい

税務署
 確定申告する必要があります。

町・県民税(住民税)の申告は不要です。
 (ただし、収入がない方でも収入ゼロが記載された所得証明書等が必要な方は、申告が必要です。)

伊奈町にお住まいで、年末調整が済んでいる方の扶養家族となっていましたか?
 または、確定申告する方の扶養家族として申告をする予定がありますか?

はい

税務署に確定申告をしますか?

はい

いいえ

伊奈町(町・県民税(住民税)の申告)

あなたは伊奈町※1に町・県民税(住民税)の申告をする必要があります。申告受付期間内に申告を済ませましょう。申告書については、税務課および申告会場に用意してあります。(郵送提出可。ただし、押印・記入もれが無いようご注意ください。)

※1 平成30年1月1日現在伊奈町以外に住んでいた方は、その住んでいた市区町村に住民税の申告をしてください。

申告はお早めに

町・県民税（住民税）、所得税

町・県民税（住民税）の申告

町・県民税（住民税）の申告は、保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、**申告する必要がある方は**忘れずに申告してください。

申告する必要がある方

平成30年1月1日現在、町内に住んでいて（住民登録の有無に関係なく実際に町内に住んでいる方）平成29年中に所得があり、次のいずれかに該当する方

- ①給与所得者で、勤務先から役場に給与支払報告書が提出されない方
- ②平成29年中に会社退職などにより、年末調整を受けていない方
- ③公的年金以外の雑所得、一時所得、事業所得等の所得がある方
- ④医療費、雑損、寄附金などの各種控除を受けようとする方

※所得がなかった方や療養中であった方でも、税法上の扶養になっていない方は、申告をしてください。

※税の証明書が必要な方は、申告をしてください。

■本人確認とマイナンバーの確認について

申告の際に本人確認とマイナンバーの確認をしますので、次の書類のいずれかをご提示ください。

1点でよいもの▶個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等

2点必要なもの▶健康保険証、年金手帳、介護保険証、社員証、学生証等

※個人番号通知カードは本人確認書類として使用できませんので、ご注意ください。

■申告に必要なもの ※申告書は受付会場に用意してあります。

- ①個人番号通知カードまたは個人番号カード
- ②本人確認書類
- ③給与・年金の源泉徴収票
- ④その他の収入や支出金額のわかる帳簿・書類（医療費控除の明細書、医療費通知、セルフメディケーション税制の明細書等）
- ⑤印かん（認印で可）
- ⑥健康保険、国民年金、生命保険、介護医療保険、個人年金、地震保険料（旧長期損害保険料を含む）等の支払証明書や控除証明書
- ⑦寄附金の受領書・証明書等
- ⑧障害者手帳等

次のいずれかに該当する方は申告する必要はありません

- ①税務署へ確定申告書を提出する方
- ②給与のみの所得で勤務先から役場に給与支払報告書の提出がある方
- ③公的年金収入のみの方で、控除等の追加のない方

町・県民税（住民税）の申告受付日程（土・日曜日は除く）

なるべく指定された日に申告していただくをお願いします。

※指定された日に都合がつかない方も、申告受付期間内（土・日曜日は除く）にお早めに申告をしてください。

日程	会場	対象者・対象地区	時間
2/14(水)～2/15(木)	役場 3階第1会議室	所得税の還付申告者	9時 ～ 15時30分
2/16(金)		本町1・2丁目	
2/19(月)		小室4001～6000	
2/20(火)	小針新宿集会所	小針新宿・西小針全地区、寿1丁目	
2/21(水)	光ヶ丘公民館	羽貫・小針内宿・内宿台全地区、 寿2・3丁目、学園1丁目	
2/22(木)	ゆめくる 2階会議室	小室1～4000	
2/23(金)		栄全地区	
2/26(月)	役場 3階第1会議室	小室6001～9000	
2/27(火)		小室9001～	
2/28(水)		大針全地区、学園2・3・4丁目	
3/1(木)		本町3丁目、寿4・5丁目	
3/2(金)～3/15(木)	役場 3階第3会議室	全地区	

お願い

駐車場には限りがあります。また、会場によっては駐車場のないところもありますので、車のご利用はなるべくご遠慮ください。

町・県民税（住民税）の申告について…
問 税務課
☎ 2152